

2016年7月

## 重要改正法紹介

### 消費者契約法の第二次改正 (主要改正部分は平成29年6月3日施行)

弁護士 日下部 真治 / 佐藤 重男

#### Contents

- 消費者契約の実体面での初の実質的改正となる消費者契約法の第二次改正法が、平成28年6月3日に公布された。民法改正に伴う改正を除く主要改正部分は、平成29年6月3日に施行される。
- 改正法の内容は①契約の取消しに関する改正、②無効となる契約条項に関する改正、③民法改正に対応するための改正に大別できる。
- 改正は大規模ではないが、事業者においては、施行に向けて約款の見直し等が求められる。また、現時点ではコンセンサスが得られないことを理由に改正が見送られた論点も多く、将来の大規模改正の可能性が残されている。

## 法改正の経緯

消費者契約法は、消費者と事業者との間で締結される契約(以下、「消費者契約」という)につき、消費者の利益の擁護等を図ることを目的とする法律である。消費者保護法は、平成12年5月12日に公布され、平成13年4月1日に施行された後、平成18年に適格消費者団体の差止請求に関する第一次改正がなされたものの、制定後15年程度の間、実体面の実質的な改正は行われなかった。

その間に、消費者を取り巻く社会状況には、①高齢化の更なる進展に伴い、高齢者の利便に資するような生活支援サービスが提供される一方、高齢者の消費者被害が増加する、②情報通信技術の発達・インターネット取引の普及の影響も受け、消費者による情報の収集が容易になる一方、契約締結の方法が多様化したことに伴う消費者被害が生じるといった変化が見られた。そこで、内閣総理大臣は、平成26年8月5日付

で消費者委員会に対し、消費者契約法について、施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討するよう諮問を行った。

これを受け、平成26年10月、消費者契約法専門調査会(以下、「専門調査会」という)が設置され、専門調査会は平成27年8月に中間取りまとめを公表した。その後、中間とりまとめに対する関係団体の意見等を踏まえ、平成27年12月、専門調査会が取りまとめた報告書では、審議の対象となった各論点の取り扱いについて、①解釈の明確化で一定の対応ができるものは、解釈の明確化を図る、②解釈の明確化だけでは対応できないものは、規律の明確化に留意しつつ速やかに法改正を行う、③上記のほか、現時点で法改正を

行うことについてコンセンサスが得られていないものについては、今後の検討課題として引き続き検討を行う、の3つに整理された。

報告書を受けて、平成28年6月3日、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、取消の対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する等の措置を講ずることとするため、「消費者契約法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という）が公布された。改正法は、主として報告書において「速やかに法改正を行うべき内容を含む論点」とされた点につき、基本的に報告書に沿う形で消費者契約法を改正するものとなった。

改正法による消費者契約法の改正は大幅なものではないが、以下では、事業者が留意すべき事項も意識しつつ、改正事項の概要を説明する（以下、改正法による改正の前及び後の消費者契約法を、それぞれ「改正前法」及び「改正後法」という）。

なお、改正法のうち、今後の民法改正による影響を受けないようにするための改正部分は改正民法施行日に施行されるが、**実質的な改正部分は平成29年6月3日に施行される（ただし、経過措置により、以下において特に言及したものを除き、施行前の消費者契約には改正前法が適用される）**。事業者は、それまでの間に、改正法の施行に向けた準備を整える必要がある。

## (1) 契約の取消しに関する改正

改正前法4条は、事業者が消費者契約の締結について不当な勧誘を行った場合、消費者に意思表示の取消しを認める規定であるが、改正後法は、取消事由を拡大する（ア、イ）とともに、取消権の短期消滅時効の期間を延長した（ウ）。なお、改正後法で拡大された取消事由についても、改正前法下の取消事由同様、適格消費者団体の差止請求等が認められている（改正後法12条1項・同2項）。

取消事由の拡大は限定的であるが、**事業者においては、あらかじめ新たな取消事由を把握し、勧誘のあり方を確認することが望まれる。**

### ア 過量契約の取消し

改正後法4条4項は、新たに、過量契約、すなわち

「物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（分量等）」が「消費者にとっての**通常**の分量等」を著しく超えるものであることを事業者が知っていた場合、消費者の取消権を認めた。消費者が既に消費者契約の目的となるものと同種のものをも目的とする消費者契約（同種契約）を締結している場合に、「同種契約の目的となるものの分量等」と「当該消費者契約の目的となるものの分量等」を合算した分量等が「消費者にとっての**通常**の分量等」を著しく超えるものであることを事業者が知っていた場合も同様とされる。法文上、これらにいう「通常**の**分量等」とは、①消費者契約の目的となるものの内容・取引条件、②事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況・これについての消費者の認識に照らして、消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等と定義される。

この規定は、高齢化の進展等を背景に、加齢・認知症等、契約締結につき合理的な判断ができない事情がある消費者が、事業者に上記事情を利用されて不要な契約を締結させられる被害が多くあることに鑑み、不要な契約の典型例である過量契約につき、消費者による取消しを認めたものである。他方、事業者の予見可能性への配慮から、事業者が過量契約に当たること（以下、「過量性」という）を知りながら勧誘し、それにより過量契約を締結させたことが取消しの要件とされている。

事業者が過量性を知らなかった場合は取消権が発生しない上、事業者には過量性を確認する義務はないので、事業者としては、過量性を知っていた場合のみ、取消しの可能性に注意すればよいということになる。ただし、常識的にみて過量と思われる契約については、事業者が過量性を知っていたと認定される可能性が高く、また、仮に過量性を知っていたと認定されなくても、事業者において、消費者がそのような分量等を必要とする理由を確認せずに契約を締結したような場合、不法行為や契約締結上の注意義務違反に問われるおそれも否定出来ない。

なお、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という）9条の2は、改正後法同様、申込者等が訪問販売による過量契約につき申込みを撤回し又は解除することを認めている。同条は過量性の考慮要素を具体的に挙げていない点、申込者等に当該契約の

締結を必要とする「特別の事情」がある場合に申込みの撤回等を認めない点に改正後法との相違があるが、専門調査会の報告書では、改正法案として、特定商取引法9条の2と同様の規定が提案されていた。衆議院消費者問題特別委員会での改正法の審議において、政府委員が、特定商取引法と改正後法の過量性の概念は厳密には異なると考えられるとしつつ、結果的に両方で過量性が認められる範囲は大差がないと考えられる旨答弁していることもあり、特定商取引法9条の2の解釈は改正後法の解釈にも参考になるものと思われる。

消費者庁による特定商取引法の逐条解説 (<http://www.no-trouble.go.jp/search/raw/P0203002.html>)は、親戚に配る目的・一時的に居宅における生活者の人数が増える事情等がある場合、同法9条の2の「特別の事情」が認められ、申込みの撤回等が認められないとしているが、上記の改正法の審議の際、政府委員は、消費者の世帯構成人数・職業・交友関係等の日常的な生活の状況のほか、お祭りがある・友人が家に来る等の特別な事情・一時的な生活の状況等が改正後法の「消費者の生活の状況」に含まれ、これらの事情を考慮して過量性を判断する旨答弁している。このように、立法者の意思としては、特定商取引法9条の2の「特別の事情」と類似の事情は、改正後法上も、過量性の考慮要素とされることが想定されているが、法文上、「消費者の生活の状況」が考慮要素として明示されているとはいえ、上記のような特別な事情・一時的な生活の状況等が、「通常の分量等」という文言の解釈において考慮されるものと読み取ることは容易ではない。かかる文理上導き難い解釈構造を立法者が想定していることは、改正後法の運用において混乱を招くおそれがあるように思われる。

#### イ 不実告知による取消しに係る重要事項の拡大

改正前法4条1項1号・同条2項は、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの①「質、用途その他の内容」又は②「対価その他の取引条件」であって、消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの(同条4項が定める重要事項)につき、(a)不実告知又は(b)不利益事実の不告知により消費者が誤認に陥った場合の取消権を認めている。

改正後法4条5項3号は、(a)不実告知に限り、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」を重要事項に追加し、上記事情の不実告知による誤認があった場合、消費者に取消権を認めた(この事情に関する(b)不利益事実の不告知の場合に取消権を認めるか否かは、引き続きの検討課題となっている)。

これは、契約の締結を必要とする事情について不実告知を受けた結果、不要な契約を締結したという消費者被害の存在や、特定商取引法では既に「契約の締結を必要とする事情」の不実告知が取消事由であったこと(特定商取引法6条1項6号、同9条の3第1号等)を踏まえた規定であるが、特定商取引法に比して重要事項の範囲は限定されている。

なお、上記特定商取引法の逐条解説は同法上の「契約の締結を必要とする事情」の不実告知の例として、住宅リフォームについて「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまう。床下換気扇の設置が必要。」「屋根が一部壊れている。このままにしておくくと雨漏りをする。」、給湯器について「不具合が発生していて、このまま使用し続けると発火して火事になるかもしれない。」等と告げる例を挙げているが、これらの事情は改正後法上の「契約の目的となるものが消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」に該当するものと想定される。

#### ウ 取消権の短期消滅時効期間の伸長

改正前法7条1項は、同法に基づく取消権の消滅時効期間を「追認をすることができる時から6か月間」(短期消滅時効)、「消費者契約の締結の時から5年」(長期消滅時効)としていた。しかし、時効期間経過により取消しができなくなる消費者も存在することから、改正後法7条1項は、短期消滅時効期間を1年間に伸長した。他方、資料保管等に係る事業者の負担への配慮から、長期消滅時効期間には変更はない。

## (2) 契約条項の無効

消費者契約法8条から10条は、消費者の利益を害する一定の契約条項を無効とするが、改正後法は、

以下のとおり無効となる契約条項の範囲をより明確化・具体化した(なお、これらの契約条項は、改正前法下でも、一般的な無効事由を定める10条により無効となる可能性がある)。

そこで、事業者は、改正法施行までに、約款等に無効とされるおそれのある契約条項が含まれないかを見直すことが求められる。

#### ア 事業者の損害賠償の責任を免除する条項

改正前法8条1項3号・同4号は「事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する『民法の規定による』責任」の全部・一部を免除する条項を無効としていた(ただし、一部免除については故意・重過失による不法行為の場合に限り、無効となる)。改正後法では、このうち「民法の規定による」との限定が削除された。

これは、改正前法立法当時は民法に設けられていた法人代表者の不法行為責任の規定が、民法改正により他の法律に規定されたこと等を踏まえ、他の法律上の不法行為責任を免除する規定も無効であることを明文化する改正である。

#### イ 債務不履行・瑕疵担保責任に基づく解除権を放棄させる条項

改正後法8条の2は、新たに、①事業者の債務不履行又は②有償契約である消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること(請負契約の場合、仕事の目的物に瑕疵があること)により生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする明文を置いた。

これは、事業者が債務不履行がある場合や、事業者の給付に瑕疵があり、契約目的を達成できない場合であっても、消費者を契約の拘束力から解放する術を奪う契約条項は、特に不当性が高く、典型的に信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと考えられたためである。

#### ウ 消費者の利益を一方的に害する条項の例示

改正前法10条は、①契約におけるデフォルト・ルール(契約当事者が別段の取決めをしなければ適用される民法等の下での原則ルール)と比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重し、②信義則に反して消費者の利益を一時的に害する契約条項を無効とする一

般的な規定であるが、改正後法10条は、①要件に該当するものとして、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を例示した(この改正には経過措置がないため、平成29年6月3日の改正法の施行以降は、施行前の消費者契約にも改正後法10条が適用される)。

これは、民法等にデフォルト・ルールの明文の規定がない場合、消費者や消費生活相談員による①要件該当性(契約条項がデフォルト・ルールと比較して消費者に不利な内容か)の判断が容易でないときが想定されるため、例示を設けて要件の明確化を図るものである。

なお、改正後法10条が例示した条項も、信義則に反して消費者の利益を一時的に害するといえない(②要件を満たさない)場合には、無効とならないことに注意を要する。

### (3)民法改正への対応

改正後法6条の2は、消費者契約上の債務の履行として給付を受けた消費者が、消費者契約法の規定により意思表示を取り消した場合、給付を受けた当時意思表示が取消し可能であることを知らなかったときには、消費者の返還義務の範囲を「現に利益を受けている限度」(現存利益)に限定する規定である。

もともと、この規定は既存のルールを修正するものではなく、民法改正後もこれを維持するためのものであり、改正民法の施行日に施行される。

取消しの際の返還義務について、現行民法上は、給付時に取消原因があることを知らなかった場合は現存利益の範囲に限られる(民法703条)ところ、改正民法(案)121条の2では、双方の当事者が原則として原状回復義務を負う。そこで、改正民法下では、消費者が商品を費消してしまった場合、消費者契約法により意思表示を取り消しても費消した分の客観的価値の返還が必要となる。これでは、その分については代金を支払ったのと同じ結果になり不当であるため、消費者契約法の規定による取消しについて、現行民法の規律が維持された。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 日下部 真治

[shinji.kusakabe@amt-law.com](mailto:shinji.kusakabe@amt-law.com)

Tel: 03-6888-1062

Fax: 03-6888-3062

<http://www.amt-law.com/professional/profile/SJK>



弁護士 佐藤 重男

[shigeo.sato@amt-law.com](mailto:shigeo.sato@amt-law.com)

Tel: 03-6894-4105

Fax: 03-6894-4106

<http://www.amt-law.com/professional/profile/SIS>

- 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[DRG-newsletter@amt-law.com](mailto:DRG-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins3.html>にてご覧いただけます。

---

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com